

指導者資格取得補助金のおしらせ (運動部活動の地域移行に向けた環境整備事業)

指導者資格取得補助金とは……

学校部活動の地域移行に向け、その環境整備として、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、滋賀県スポーツ少年団から推薦された指導者の方が、公認スポーツ指導者の資格を取得するための受講料の半額を補助する制度です。

■ 補助金を受け取るために

指導者資格取得補助金は、競技団体、総合型地域スポーツクラブ、滋賀県スポーツ少年団に対する補助事業となりますので、申請は各団体の代表者から申請いただきます。

補助金交付要綱に基づき、できるだけ事業実施2週間前までに申請してください。

■ 補助金を受け取ることができる団体

- ★(公財)滋賀県スポーツ協会加盟の競技団体
- ★(公財)日本スポーツ協会総合型地域スポーツクラブ全国協議会に登録または登録を準備している総合型地域スポーツクラブ
- ★滋賀県スポーツ少年団本部
- ・※いずれも滋賀県内の団体に限り、営利目的の事業者は除く。

■ 補助金の対象となる経費と補助金の額

- ・公認スポーツ指導者の資格を取得するための受講料が対象となります。登録手数料や更新手数料は対象となりませんのでご注意ください。
- ・補助金の額: 受講料の半額 (1名につき 上限15,000円)
- ・今年度から、各団体で推薦できる上限人数を撤廃しました。
- ・予算がなくなり次第、事業は終了します。

※補助金を受領された指導者には、必ず滋賀コーチバンクシステムに登録していただきます。

不明な点は、下記のスポーツ課交流推進室に御確認ください。



キャッフィー

☆☆☆ 問合せ先 ☆☆☆
滋賀県 文化スポーツ部スポーツ課 交流推進室
〒520-8577 滋賀県大津市京町4丁目1-1
TEL 077-528-3366 FAX 077-528-4841
sports_epo@pref.shiga.lg.jp



チャッフィー